第9回 経営協議会議事要旨

日時	場所	欠席者	陪席者
平成18年3月15日(水)13時30分~	事務局 4 階大会議室	学外委員3名教育担当理事	常勤監事

1.報告事項

(1)決算剰余金(目的積立金)について

総務・財務担当理事から、報告資料1-1及び参考資料に基づき、平成16年事業年度における決算剰余金(目的積立金)の翌事業年度への繰り越しについて、平成17年12月20日付けで文部科学省から申請額のとおり承認され、承認額と同額を本学の目的積立金とした旨報告があった。

引き続き同理事から、報告資料1-2及び参考資料に基づき、1月17日開催の経営協議会において了承した同決算剰余金(目的積立金)の取扱いについて、1月20日開催の教育研究評議会において意見聴取した後、1月26日開催の役員会において原案を承認したこと、及び同取扱いにより作成した部局等経費及び附属病院収入に係る目的積立金の各部局等への配分額について報告があった。

(2)資金の運用について

総務・財務担当理事から、報告資料2に基づき、本学の資金については、平成17年度の資金管理方針に基づき、全て決済用預金で管理されているが、今後は収益性の向上を図るため、元本の安全性、資金の流動性を確保したうえで、資金の一部を運用することについて2月23日開催の役員会において承認した旨報告があった。

(3)中期目標・中期計画の変更認可申請について

連携・評価担当理事から、報告資料3に基づき、施設費貸付事業による借入に係る中期計画の記載内容について、国立大学法人法第31条の規定に基づき表現を変更したこと、並びに平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」において示された人件費改革における実行計画を踏まえ、国立大学法人法第30条及び31条に基づき、中期目標・中期計画を変更し、文部科学省に対し認可申請を行った旨報告があった。

(4) 香川大学キャリア支援センターの設置について

学長から、報告資料4及び参考資料に基づき、平成17年度計画にある就職支援体制の充実を図るため、香川大学キャリア支援センターを設置することについて、3月10日開催の役員会において了承した旨報告があった。

なお、学外委員から、以下の意見が出された。

全学的な調整を図るのは容易ではないと思われる。

センターの設置は重要だが、キャリア教育・就職支援に関する機能が同センターに集中しすぎると、各学部におけるこれらの機能低下が懸念される。

(5) 香川大学農学部、香川大学大学院農学研究科の改組について

学長から、報告資料5に基づき、本学農学部及び大学院農学研究科の改組について、大学設置・学校法人審議会へ事前伺いを行った上で、平成17年7月20日に文部科学省に設置報告書を提出し、平成18年4月1日から改組すること、及び改組の概要について報告があった。

(6) 香川大学の将来構想について

学長から、報告資料6に基づき、中・長期的な本学の将来像について検討するため、学外の有識者を加えた全学委員会を設置し、同委員会へ課題を諮問し、将来構想として答申してもらうこととした旨報告があった。

なお、学外委員から、以下の意見が出された。

香川大学の情報公開の在り方についても同委員会で検討してほしい。

産業界、自治体、地域社会、卒業生と一体となった取組みの中で競争力のある強い大学を 目指してほしい。

中期計画期間はあと4年間あるが、10年から15年後を見据えた将来構想との関係を整理する必要があるのではないか。

法人化後、大学を取り巻く状況は変化してきており、将来構想を作るとすれば、抽象的な ものとするか、現実的なものとするか、どこを目指すのかターゲットを設定しなければなら ない。

この4年間で何ができ、何ができないのかを根本的に洗い出し、その取り組みの延長に将 来構想がなければならない。

10年後に香川大学に在職している者が議論するよう委員の人選を行う必要がある。 希少糖の研究開発等で産業界との連携を通して得た経験を、生かすことが競争力のある香

川大学を目指す上で役立つのではないか。

2.審議事項

(1) 平成18年度予算(案) について

学長から、平成18年度予算(案)について、1月17日開催の経営協議会において了承し た平成18年度予算編成方針並びに全学予算編成基準の基本的考え方に基づき、平成18年度 の当初予算(案)並びに平成18年度全学予算編成基準(案)を2月23日開催の役員会にお いて策定したので審議願いたい旨発言があった。

次いで、総務・財務担当理事から、議題資料1-1、1-2、1-3及び参考資料に基づき 平成18年度の当初予算(案)及び部局等別当初支出予算(案)並びに平成18年度全学予算

編成基準(案)について説明があり、審議の結果、原案を了承した。 なお、今後軽微な修正等を行う場合の取扱いについては、学長に一任することとした。 また、学外委員から、以下の意見が出された。 前年度の予算額がベースになっており、係数をかけただけのものとなっているので、可能 であれば、前年度実績を考慮するなど、もう少し大胆な編成を検討してみてはどうか。

(2)国立大学法人香川大学会計規則の一部改正について

学長から、平成17年12月22日付けで国立大学法人会計基準が改訂され、平成18事業 年度から減損会計基準が導入されることに伴い、標記規則を一部改正することについて、審議 願いたい旨発言があった。

次いで、総務・財務担当理事から、審議資料2及び参考資料に基づき、国立大学法人におけ る減損会計基準及び標記規則の一部改正(案)について説明があり、審議の結果、原案を了承 した。

(3)平成18年度計画について

学長から、国立大学法人法第35条の規定に基づき、3月10日開催の役員会において平成 18年度計画(案)を作成したので審議願いたい旨発言があった。

次いで、連携・評価担当理事から、審議資料3に基づき、国立大学法人評価委員会の評価への対応を含め、平成18年度計画において特に重点を置く事項を中心に説明があり、審議の結 果、原案を了承した。

なお、今後軽微な修正等を行う場合の取扱いについては、学長に一任することとした。

また、委員から、以下の意見が出された。 年度計画はフラットな作りであるので、議論がし易いよう、最重要事項は何か、その次は

何か、メリハリを付けた資料を工夫してほしい。 予算措置を伴う事項については、できればコスト計算し、資料を併せて提示してほしい。 組織、委員会等を新たに設置する際には、それにより生じ得る人的又は時間的コストを常 に考慮しなければ、教育・研究の妨げになる。

99の「瀬戸内」をキーワードとする総合的研究プロジェクトは香川県としてもその実現 に期待したい。また、県は道州制を見据え、17年度からこれに係る予算を措置しており、 今後も地域マネジメント研究科及び高松市と連携し、検討を進めたい。

(4) 香川大学特別待遇学生 (特待生)制度について

学長から、審議資料4及び参考資料に基づき、優れた人材の入学の促進、在学中の勉学の奨励、及び学生生活の充実と活性化を図るため、現在の授業料免除制度の枠の中で新たに成績優 秀者の授業料を免除する特待生制度を導入することについて審議願いたい旨発言があった。 審議の結果、原案を了承した。 なお、委員から、以下の意見が出された。

本制度は顕彰という意味合いが強いので、「特待生」とういう名称は相応しくないのでは ないか。

(5)国立大学法人香川大学職員就業規則の一部改正について

学長から、1月17日開催の経営協議会において了承した平成18年度の人件費縮減方策等 の方向性に基づき、職員の本給、諸手当等に係る職員就業規則を一部改正することについて、 審議願いたい旨発言があった。

次いで、労務担当理事から、審議資料5に基づき、改正の概要等について説明があり、審議 の結果、原案を了承した。

(6)国立大学法人香川大学役員報酬規則等の一部改正について 学長から、以下の理由等により、標記規則を一部改正することについて、審議願いたい旨発 言があった。

給与法の改正により指定職俸給表の引き下げが行われること。 国立大学法人評価委員会の業績評価を含め総合的に勘案し、期末特別手当等、役員退職手 当を決定できるようにすること。

国内外の優れた者を役員に招聘する場合に、特別な報酬を設定することができるようにす ること。

次いで、労務担当理事から、審議資料6に基づき、国立大学法人香川大学役員報酬規則及び 同役員退職手当規則の一部改正(案)について説明があり、審議の結果、原案を了承した。

3. その他

(1) **監事の退任について** 学長から 党節 北ヴギ ₹長から、常勤、非常勤の監事が3月31日付けで任期満了により退任となることについて、 報告があった。

閉会16時05分